

熊本市公報

第 1 4 6 8 号

発行所 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号
熊本市総務局行政管理部総務課
発行日 毎 月 末 日

目 次

規 則

○熊本市災害救助法施行細則の一部を改正する規則（第 2 号）	852
○熊本市ラブホテル建築規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則（第 3 号）	855
○熊本市健康増進法施行細則の一部を改正する規則（第 4 号）	856

規 則

規 則 第 2 号

令和 5 年 1 月 1 8 日

熊本市災害救助法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市災害救助法施行細則の一部を改正する規則

熊本市災害救助法施行細則（平成 3 1 年規則第 4 6 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「及び押印」を削る。

別表第 1 第 1 項第 2 号ア(イ)中「5, 7 1 4, 0 0 0 円」を「6, 2 8 5, 0 0 0 円」に改め、同表第 2 項第 1 号ウ中「1, 1 6 0 円」を「1, 1 8 0 円」に改め、同表第 3 項第 3 号アの表中

「

18,800 円	24,200 円	35,800 円	42,800 円	54,200 円	7,900 円
31,200 円	40,400 円	56,200 円	65,700 円	82,700 円	11,400 円

」

を

「

18,700 円	24,000 円	35,600 円	42,500 円	53,900 円	7,800 円
31,000 円	40,100 円	55,800 円	65,300 円	82,200 円	11,300 円

」

に改め、同号イの表中

「

6,100 円	8,300 円	12,400 円	15,100 円	19,000 円
10,000 円	13,000 円	18,400 円	21,900 円	27,600 円

」

を

「

6,100 円	8,200 円	12,300 円	15,000 円	18,900 円
9,900 円	12,900 円	18,300 円	21,800 円	27,400 円

」

に改め、同表第 6 項第 2 号ア中「5 9 5, 0 0 0 円」を「6 5 5, 0 0 0 円」に改め、
同号イ中「3 0 0, 0 0 0 円」を「3 1 8, 0 0 0 円」に改め、同表第 8 項第 3 号イ
(7) 中「4, 5 0 0 円」を「4, 7 0 0 円」に改め、同号イ(イ)中「4, 8 0 0 円」を
「5, 0 0 0 円」に改め、同号イ(ウ)中「5, 2 0 0 円」を「5, 5 0 0 円」に改め、
同表第 9 項第 3 号中「2 1 5, 2 0 0 円」を「2 1 3, 8 0 0 円」に、
「1 7 2, 0 0 0 円」を「1 7 0, 9 0 0 円」に改め、同表第 1 2 項第 2 号中
「1 3 7, 9 0 0 円」を「1 3 8, 3 0 0 円」に改める。

様式第 1 号から様式第 3 号までの規定中

「氏 名 印」

を

「氏 名 」

に改める。

様式第 5 号中「印」を削る。

様式第 7 号及び様式第 8 号中

「氏 名 印」

を

「氏 名 」

に改める。

様式第 9 号及び様式第 1 2 号中「印」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則 第 3 号

令和 5 年 1 月 25 日

熊本市ラブホテル建築規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市ラブホテル建築規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市ラブホテル建築規制に関する条例施行規則（平成元年規則第 35 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 4 号中「第 2 条第 1 項に規定する」を「第 2 条第 1 項の」に、「第 29 条に規定する博物館に相当する施設」を「第 31 条第 1 項の規定により博物館に相当する施設として指定されたもの」に改める。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

規 則 第 4 号

令和 5 年 1 月 2 5 日

熊本市健康増進法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市健康増進法施行細則の一部を改正する規則

熊本市健康増進法施行細則（平成 1 5 年規則第 5 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「（様式第 1 号）」を「を交付すること」に改める。

第 3 条の見出し中「届出等」を「届出」に改め、同条各号を次のように改める。

- (1) 特定給食施設の設置 特定給食施設設置届
- (2) 省令第 6 条各号に掲げる事項の変更 特定給食施設変更届
- (3) 特定給食施設の休止又は廃止 特定給食施設休止（廃止）届

第 4 条第 1 項中「（様式第 5 号）」を「を交付すること」に改め、同条第 2 項中「（様式第 6 号）」を削る。

第 5 条第 1 項中「（様式第 7 号）の交付」を「を交付すること」に改め、同条第 2 項中「（様式第 8 号）の交付」を「を交付すること」に改める。

第 6 条中「（様式第 9 号）」を削る。

第 7 条中「（様式第 1 0 号）の交付」を「を交付すること」に改める。

第 9 条を第 1 0 条とし、第 8 条の次に次の 1 条を加える。

（書類の様式等）

第 9 条 この規則の規定により使用する書類に記載すべき事項及びその様式は、市長が別に定めるところによる。

2 前項の様式のうち市民が作成する書類に係るものは、市のホームページへの掲載その他の方法により公表するものとする。

様式第 1 号から様式第 1 0 号までを削る。

附 則

この規則は、令和 5 年 2 月 1 日から施行する。